鳥取大学乾燥地研究センター

外国人研究員(客員教授または客員准教授)の任用候補者募集について

2026年4月1日採用予定の外国人研究員(客員教授または客員准教授)の募集を行います。応募のためには、乾燥地研究センター内での対応教員が必要です。応募者は乾燥地研究センターのどの教員ともコンタクト可能です。対応教員(表1)が受け入れを承認後、応募に必要な全ての書類は受入教員を通じて提出して下さい。締切を厳守いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 募集人員 1名(客員教授または客員准教授)
- 2. 応募締切 2025年10月8日(水)17時00分
- 3. 任用予定期間 2026年4月1日から1年間

4. 応募資格等

- (1) 博士の学位を有する者
- (2) 砂漠化や干ばつ等の諸問題の解決及び乾燥地における持続可能 な開発に資する研究において、優れた業績を有する者
- (3) 本センターの関連分野の対応教員と共同して研究に取り組める者
- (4) 採用決定後、必ず赴任できる者(所属長の承諾が得られる者)

5. 提出書類

- (1)履歴書(別添の書式に従って作成してください) これは選考委員会で重要な書類となります。兵役・空白等の期間 についても、必ず記入して下さい。なお、記入なき場合は、給与 決定において不利になる場合があります。
- (2) 学位記の(写)又は卒業証明書・修了証明書を必ず添付して下さい。
- (3) 国際誌に掲載された論文の別刷り添付
 Web of Science データベースに収録されたインパクトファクター
 (JCR)付き学術雑誌に掲載された論文 (ドキュメントタイプが
 ARTICLE または REVIEW に限る) のうち代表的な 10 編 (pdf
 ファイルでも可) を添付してください。
- (4) 対応教員が作成した推薦書 研究歴・職歴等の詳細を対応教員へ提出下さい。
- (5) 候補者の所属長、直属の上司等が作成した推薦書
- (6) 乾燥地研究センターでの研究に対する抱負

以上

対応教員一覧表

| | 氏 名 | 専 門 分 野 |
|----|-----|----------|
| 黒崎 | 泰典 | ダスト気候学 |
| 谷口 | 武士 | 微生物生態学 |
| 木村 | 玲二 | 気象学 |
| 寺本 | 宗正 | 陸域炭素循環学 |
| 藤巻 | 晴行 | 灌漑排水学 |
| 安 | 萍 | 植物生理生態学 |
| 石井 | 孝佳 | 植物細胞遺伝学 |
| 坪 | 充 | 気候リスク管理学 |
| 井芹 | 慶彦 | 水文学 |

外国人研究員受入プログラム

乾燥地研究センター(ALRC)では、外国人研究員(客員教授/准教授職)受入プログラムを有する。センターの研究課題に関心がある関連分野の研究者は、次に記す条件に従い申請可能である。

(1)条件

外国人研究員は顕著な研究業績を上げた者で、基本的に常勤とし、乾燥地研究全般において鳥取大学乾燥地研究センターのスタッフと共同して研究を行える者とする。

(2)身分

外国人研究員は招へい期間中、日本人教員と同等の立場とする。また経歴 に応じ、鳥取大学の客員教授/准教授とする。

(3)職 責

外国人研究員の職務は、乾燥地研究センターまたは鳥取大学の他の部局の活動情況に応じ、大学スタッフと共同研究をすることとする。

(4) 雇用契約期間

外国人研究員の雇用契約期間は1年とする。

(5)給与

俸給月額は表2に示すとおりである。給与は申請者の履歴書(学歴及び職歴を含む)を基に、一定の基準に従い決定される。この給与は、人事の給与調整規則に従い修正される項目となる。

また、日本人教員の例に準じて通勤手当を支給する。給与は毎月定められた日(通常17日)に支給することとする。

| = | - - | 6 |
|---------------|----------------|---|
| \rightarrow | 7 | / |
| -4 | ` | _ |

| 号俸 | |
|----|---------|
| 1 | 370,000 |
| 2 | 420,000 |
| 3 | 467,000 |
| 4 | 519,000 |
| 5 | 560,000 |
| 6 | 607,000 |
| 7 | 644,000 |

(2025年1月現在)

加えて以下の条件に該当する場合、日本国内での所得税が免除される。

- 1. 租税条約(国家間レベルで締結される租税に関する条約)の締結国である。
- 2.「外国人研究員」の身分がこれに該当する。

なお詳細については、自国の税務当局へ問い合わせのこと。

(6) 共済組合

外国人研究員は、採用と同時に共済組合の組合員となる。組合員は年齢に 関係なく、健康保険、介護保険(40~64歳の者)、共済年金の掛金を毎 月の給与より支払わなくてはならない。また帰国の際定められた手続きを行 うことにより、脱退一時金が返還される。

(7)旅費

A. 招へい旅費

招へい旅費は、最も安価な旅程およびその目的を満たした上で、定められた日当とともに船賃または航空賃のいずれかを支給する。実際の旅費は、出入国税と同様に、予防注射料・旅券費・査証料・外貨換算料が旅行雑費として支給が認められる。支払われる旅費については、日当を除いた経費に係る証拠書類(航空券・その他様々な料金等の領収書)の提出が必要である。また同伴家族に係る旅費は支給されない。

B. 帰国旅費

帰国旅費は、雇用期間を完全に終了した場合に支給される。支給の条件は招へい旅費と同様とする。

(8) 查 証

以下は資格申請に必要な書類である。

- 1) 旅券のコピー
- 2) 在留資格認定証明書交付申請書
- 3) 写真1枚

送付された在留資格認定証明書に基づき、最寄りの日本領事館において適切な査証が発行される。

(9) 招へいの手続き等

A. 提出書類

- 1) 履歴書
- 2) 学位証明書
- B. 学長よりの招へい状および雇用契約

正式な招へい状は学長より送付される。この招へい状には、招へいの条件として主に身分・研究題目・招へい期間・給与および旅費が記される。

外国人研究員は招へいによる着任のため大学に到着後、まず学長との間で雇用契約を締結する。契約内容は、主に招へい状に示された雇用条件とする。正式な契約書は日本語の原本並びにその英語訳、各々2部とする。大学がその両方各1部を、外国人研究員も同様に所持することとする。